

第十章 国境を越えるサービスの貿易

第十・一条 定義

この章の規定の適用上、

「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。

「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

「国境を越えるサービスの貿易」又は「国境を越えるサービスの提供」とは、次の態様のサービスの提供をいう。ただし、対象投資財産によって行われる締約国の領域におけるサービスの提供を含まない。

- (a) 締約国の領域から他の締約国の領域へのサービスの提供
- (b) 締約国の領域における他の締約国の者に対するサービスの提供
- (c) 締約国の国民による他の締約国の領域におけるサービスの提供

「企業」とは、第一・三条（一般的定義）に定義する企業及び当該企業の支店をいう。

「締約国の企業」とは、締約国の法令により設立され、又は組織される企業及び締約国の領域に所在し、かつ、当該締約国の領域において事業活動を行う支店をいう。

「地上取扱サービス」とは、空港において次のサービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。

航空会社の代理、管理及び監督

旅客の取扱い

手荷物の取扱い

駐機場サービス

料理の提供（食品の調理を除く。）

航空貨物及び航空郵便の取扱い

航空機に対する燃料の供給

航空機内の点検及び清掃

平面路による運搬

航空便の運航、乗組員の管理及び飛行計画の立案

地上取扱サービスには、セルフ・ハンドリング、保安、ライン・メンテナンス、航空機の修理及び保守並びに空港に不可欠な集中制御型の基盤（除氷設備、燃料分配システム、手荷物取扱システム、固定式の空港内輸送システム等）の管理及び運営のサービスを含まない。

「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。

- (a) 中央、地域又は地方の政府又は公的機関が採用し、又は維持する措置
- (b) 非政府機関が中央、地域又は地方の政府又は公的機関によって委任された権限を行使するに当たって採用し、又は維持する措置

「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及び航空運送サービスに適用される条件を含まない。

「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、各締約国について、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

「締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供する締約国の者をいう。

「専門的な航空サービス」とは、その主たる用途を貨物又は旅客の運送としない航空機を使用する専門的な商業活動（例えば、空中消火活動、飛行訓練、観光、散布、調査、地図の作成、撮影、落下傘による降下、グライダーのえい航、木材伐出及び建設のためのヘリコプターによる搬送その他農業、工業及び査察のための航空機によるサービス）をいう。

第十・二条 適用範囲

1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、他の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。このような措置には、次のものを含む。

- (a) サービスの生産、流通、マーケティング、販売又は納入に影響を及ぼす措置
- (b) サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に影響を及ぼす措置

(c) サービスの提供に関連して流通、運送、電気通信網及び電気通信サービスへのアクセス並びにこれらの利用に影響を及ぼす措置

(d) 当該締約国の領域における当該他の締約国のサービス提供者の存在に影響を及ぼす措置

(e) サービスを提供するための条件としての保証金その他の形式による金銭上の保証の提供に影響を及ぼす措置

2 1の規定に加えて、

(a) 第十・五条（市場アクセス）、第十・八条（国内規制）及び第十・十一条（透明性）の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、対象投資財産による締約国の領域におけるサービスの提供に影響を及ぼすものについても適用する（注）。

注 この章（附属書十一A（自由職業サービス）、附属書十一B（急送便サービス）及び附属書十一C（適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度）を含む。）のいかなる規定も、第九章（投資）第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に基づく投資家と国との間の紛争解決の対象とはならない。

(b) 附属書十一B（急送便サービス）の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、急送便

サービスの提供（対象投資財産によるものを含む。）に影響を及ぼすものについても適用する。

3 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 第十一・一条（定義）に定義する金融サービス（ただし、当該金融サービスが、締約国の領域にある同条に定義する金融機関についての対象投資財産以外の対象投資財産によって提供される場合には、2 (a)の規定が適用される。）

(b) 政府調達

(c) 政府の権限の行使として提供されるサービス

(d) 締約国が交付する補助金又は締約国が行う贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

4 この章の規定は、締約国の雇用市場へのアクセスを求める他の締約国の国民又は当該締約国の領域において永続的に雇用される他の締約国の国民について、当該締約国に対していかなる義務も課するものではなく、及び当該雇用市場へのアクセス又はその雇用について、当該他の締約国の国民に対していかなる権利も与えるものではない。

5 この章の規定は、航空サービス（国内航空運送サービス及び国際航空運送サービスを含む）、定期のもの

であるか不定期のものであるかを問わない。) 及び航空サービスを支援するための関連のサービスについては、適用しない。ただし、次のものを除く。

(a) 航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス（いわゆるライン・メンテナンスを除く。）

(b) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(c) コンピュータ予約システムのサービス

(d) 専門的な航空サービス

(e) 空港運営サービス

(f) 地上取扱サービス

6 この章の規定と二以上の締約国が締結している二国間、複数国間又は多数国間の航空業務協定とが抵触する場合には、当該航空業務協定を締結している当該二以上の締約国の権利及び義務を決定するに当たっては、当該航空業務協定が優先する。

7 二以上の締約国がこの協定及び二国間、複数国間又は多数国間の航空業務協定に基づく同一の義務を有

する場合には、当該二以上の締約国は、この協定に定める紛争解決手続を他の協定に定める紛争解決手続が尽くされた後のみ援用することができる。

8 締約国は、サービス貿易一般協定の航空運送サービスに関する附属書が改正された場合には、この協定における定義とその新たな定義とを調和させるため、必要に応じて当該新たな定義について共同で検討を行う。

第十・三条 内国民待遇（注）

注 待遇がこの条又は次条（最恵国待遇）に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいてサービス又はサービス提供者を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

1 各締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定に従って締約国が与える待遇は、地域政府に関しては、当該締約国に属する当該地域政府が同様の状況において当該締約国のサービス提供者に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

第十・四条 最恵国待遇

各締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国又は非締約国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第十・五条 市場アクセス

いずれの締約国も、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a) 次の制限を課する措置

(i) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(ii) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(iii) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）（注）

注 この(iii)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(iv) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(b) サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第十・六条 現地における拠点

いずれの締約国も、他の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の領域において、代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを要求してはならない。

第十・七条 適合しない措置

1 第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・五条（市場アクセス）及び前条（現地における拠点）の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの
 - (i) 中央政府により維持され、附属書Ⅰの自国の表に記載する措置
 - (ii) 地域政府により維持され、附属書Ⅰの自国の表に記載する措置
 - (iii) 地方政府が維持する措置
- (b) (a)に規定する措置の継続又は即時の更新
- (c) (a)に規定する措置の改正（当該改正の直前における当該措置と第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・五条（市場アクセス）及び前条（現地における拠点）の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）（注）

注 ベトナムについては、附属書十一C（適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度）の規定を適用する。

- 2 第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・五条（市場アクセス）及び前条（現地における拠点）の規定は、附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

- 3 締約国は、他の締約国の地域政府が適用する適合しない措置であつて1(a)(ii)に規定するものが当該締約

国に関連する国境を越えるサービスの提供に重大な障害をもたらすと認める場合には、当該措置に関する協議を要請することができる。これらの締約国は、当該措置の運用に関する情報を交換し、及び更なる行動が必要かつ適当なものであるかどうかを検討するために協議を開始する（注）。

注 締約国は、他の締約国の中央政府が適用する適合しない措置であって1(a)(i)に規定するものに関し、当該他の締約国との協議を要請することができる。

第十・八条 国内規制

1 各締約国は、一般に適用される全ての措置であつて、サービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保する。

2 各締約国は、自国の政策目的を実現するため、サービスの提供について規制を行い、及び新たな規制を導入する権利を有することを認めつつ、資格要件、資格の審査手続、技術上の基準及び免許要件に関する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、自国が採用し、又は維持するこれらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a) 客観的かつ透明性のある基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。

(b) 免許手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

3 締約国が2の規定に基づく義務を遵守しているかどうかを決定するに当たっては、当該締約国が適用する関係国際機関の国際的基準を考慮する(注)。

注 「関係国際機関」とは、少なくともこの協定の全ての締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

4 締約国は、サービスの提供のために許可を受けることを要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

(a) 自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請を処理するための指標となる日程を実行可能な範囲内で設定すること。

(c) 申請を拒否する場合において、適当なときは、要請なしに又は要請に応じて、申請者に対し、その拒否の理由を実行可能な範囲内で通知すること。

(d) (a)に規定する申請の処理状況に関する情報を申請者の要請に応じて不当に遅滞することなく提供する
こと。

(e) (a)に規定する申請における軽微な誤り及び欠落を訂正する機会を実行可能な範囲内で申請者に与えること並びに必要な追加の情報に関する指針を与えるよう努めること。

(f) 適当と認める場合には、自国の法令に従って認証された文書の写しを原本に代えて受理すること。

5 各締約国は、自国の権限のある当局が徴収する許可に係る手数料が合理的なかつ透明性のあるものであること及び当該手数料自体が関連するサービスの提供に対する制約とならないことを確保する(注)。

注 この5の規定の適用上、許可に係る手数料は、天然資源の利用料、オークション、入札その他の差別的でない手段による特許の付与のための支払及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

6 各締約国は、免許要件又は資格要件に試験の合格を含む場合には、次のことを確保する。

(a) 当該試験が合理的な期間ごとに行われること。

(b) 関心を有する者が出願を行うことができるように合理的な期間を与えること。

7 各締約国は、他の締約国の自由職業家の能力を評価するための手続を国内に確保する。

8 1から7までの規定は、附属書Iの締約国の表における留保事項の規定を理由として第十・三条(内国民待遇)又は第十・五条(市場アクセス)の規定に基づく義務の対象とならない措置のうちの義務に適合

しない点及び附属書Ⅱの締約国の表における留保事項の規定を理由として第十・三条又は第十・五条の規定に基づく義務の対象とならない措置については、適用しない。

9 締約国は、サービス貿易一般協定第六条4の規定に関する交渉の結果又は締約国が参加して行われる他の多数国間の場における類似の交渉の結果が効力を生ずる場合において、適当なときは、これらの交渉の結果について、この協定の下で効力を生ずるものとするため、共同で検討を行う。

第十・九条 承認

1 締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用するに当たり、4に規定する要件に従い、他の締約国又は非締約国の領域において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、調和その他の方法により行うことができるものとし、当該他の締約国若しくは非締約国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

2 第十・四条（最恵国待遇）のいかなる規定も、締約国が、他の締約国又は非締約国の領域において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を、当該締約国と当該他の

締約国若しくは非締約国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認する場合には、当該締約国に対し、その他のいずれかの締約国の領域において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

3 1に規定する協定又は取決めの当事者である締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、要請に応じ、他の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他の締約国の加入について交渉し、又は当該協定若しくは取決めと同等の協定若しくは取決めについて交渉するため機会を十分に与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、他の締約国に対し、当該他の締約国の領域において得られた教育、経験、免許若しくは資格証明又は満たされた要件が承認されるべきであることを明らかにするための機会を十分に与える。

4 締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり、締約国間又は締約国と非締約国との間における差別の手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を行ってはならない。

5 締約国は、附属書十一A（自由職業サービス）に定めるところにより、自由職業サービスの貿易の円滑

化（自由職業サービスに関する作業部会の設置によるものを含む。）に努める。

第十・十条 利益の否認

1 締約国は、他の締約国のサービス提供者が非締約国の者によって所有され、又は支配されている企業である場合において、当該締約国が当該非締約国又は当該非締約国の者に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを採用し、又は維持するときは、当該他の締約国のサービス提供者に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

2 締約国は、他の締約国のサービス提供者が非締約国の者又は当該締約国の者によって所有され、又は支配されている企業であつて、当該締約国以外のいずれの締約国の領域においても実質的な事業活動を行っていないものである場合には、当該他の締約国のサービス提供者に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

第十・十一条 透明性

1 各締約国は、この章の規定の対象である事項に関する自国の規制について、利害関係者からの照会に回

答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける（注）。

注 適当な仕組みを維持し、又は設ける義務を履行するに当たっては、小規模な行政機関の資源及び予算の制約を考慮することを必要とすることがある。

2 締約国は、この章の規定の対象である事項に関する規制について、第二十六・二条（公表）2の規定に基づき意見提出のための事前の通報を行わず、及び機会を与えない場合には、その理由を利害関係者に対して実行可能な範囲内で書面により提供し、又は他の方法で通報する。

3 各締約国は、可能な限り、最終的な規制の公表の日と当該規制の実施の日との間に合理的な期間を置く。

第十・十二条 支払及び資金の移転（注）

注 この条の規定は、附属書九一E（移転）の規定に従う。

1 各締約国は、国境を越えるサービスの提供に関連して行われる全ての資金の移転及び支払が自国の領域へ又は自国の領域から自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。

2 各締約国は、国境を越えるサービスの提供に関連して行われる資金の移転及び支払が、自由利用可能通

貨により移転の時点の市場における為替相場で行われることを認める。

3 締約国は、1及び2の規定にかかわらず、次の事項に関する自国の法令（注）を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転又は支払を妨げ、又は遅らせることができる。

注 この条の規定は、締約国が自国の社会保障制度、公的年金制度及び強制年金制度に関する法令を衡平、無差別かつ誠実に適用することを妨げるものではない。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
- (c) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、資金の移転に関する財務報告又は記録の保存
- (d) 刑事犯罪
- (e) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

第十・十三条 その他の事項

締約国は、貿易の拡大を促進し、及び経済成長を増進する上での航空サービスの重要性を認める。各締約

国は、航空運送人に運航経路及び運航回数を決定する柔軟性を認める協定を通ずること等により航空サービスを自由化するために、適当な場において他の締約国と協力することについて検討することができる。